

特定信書便事業を許可、許可状の交付式を実施

総務省北陸総合通信局（局長：菱田 光洋）は、富山県陸運株式会社（代表取締役 土井 伸介）から申請のあった特定信書便事業の許可について、情報通信行政・郵政行政審議会からの答申を受けて、令和5年11月29日付で許可しました。

今回の許可により、北陸3県の特定信書便事業者は、15者（富山県6者、石川県5者、福井県4者）となりました。

同社による提供サービス計画によれば、令和6年4月から、富山県内の各地に営業所などの拠点を設けている自動車販売会社や建材メーカーなどを顧客とし、その各拠点から差し出される大型・重量又は確実な送達が求められる信書を集配する予定としています。

北陸総合通信局は、今後も信書便事業の監督並びに制度の周知・広報に取り組んで参ります。



当局菱田局長から特定信書便事業許可状の交付を受ける土井代表取締役
（12月1日、当局 局長室にて）



信書制度周知用ポスター（作成：総務省）

お問合せ先： 信書便監理室 TEL 076-233-4428